

「水防法に基づくハザードマップ」について、よくあるご質問と回答

Q. 神戸市は水防法に基づくハザードマップを作成していますか？

A. 神戸市では、洪水(想定最大規模降雨)と高潮(想定最大規模台風)のみ水防法に基づくハザードマップとして作成しています。

Q. 雨水出水(内水はん濫)の浸水想定区域は水防法に基づくマップではないのですか？

A. 雨水出水(内水はん濫)による浸水想定区域も公表しておりますが、神戸市独自でシミュレーションを実施したもので、水防法に基づくものではありません。

Q. 高潮ハザードマップはないのですか？

A. 高潮ハザードマップは2024年4月1日に公表しています。

Q. 水防法に基づくハザードマップはどこで閲覧できますか？

A. 洪水は神戸市情報マップ「土砂災害・水害ハザードマップ」で閲覧できます。

高潮は神戸市情報マップ「高潮ハザードマップ」で閲覧できます。

下記URLをご覧ください。

<https://www2.wagmap.jp/kobecity/PositionSelect?mid=19>

Q. 情報マップでは、降雨の想定が2つあるのですが、どちらを見ればいいのですか？

A. 下図に示すように、想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域が水防法に基づくものです。

※洪水による浸水想定区域（計画規模降雨）から
洪水による浸水想定区域（想定最大規模降雨）
へ表示を切替えてください。

Q. 津波ハザードマップは法律に基づくものですか？

A. 神戸市情報マップの「津波ハザードマップ」は「津波防災地域づくりに関する法律」に基づくものではありません。